

三春町告示第 1 1 9 号

平成 2 4 年 1 2 月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 2 4 年 1 1 月 2 8 日

三春町長 鈴 木 義 孝

- | | | |
|---|-----|---------------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成 2 4 年 1 2 月 6 日 (木) 午前 1 0 時 |
| 2 | 場 所 | 三春町議会議場 |

平成24年12月6日、三春町議会12月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 陰山 丈夫	2番 渡辺 泰譽	3番 影山 初吉
4番 佐藤 弘	5番 本田 忠良	6番 日下部 三枝
7番 佐藤 一八	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 鈴木 利一	14番 渡邊 勝雄	15番 儀同 公治
16番 本多 一安		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第 85号	専決処分につき議会の承認を求めることについて
議案第 86号	新三春中学校家具備品購入契約について
議案第 87号	財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについて
議案第 88号	三春町水と緑とさくらの基金条例の制定について
議案第 89号	三春町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例の制定について
議案第 90号	三春町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
議案第 91号	三春町家畜導入事業等資金供給事業基金条例等を廃止する条例の制定について
議案第 92号	三春町東日本大震災復興基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 93号	三春町がん撲滅基金条例及び三春町福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 94号	三春町税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 95号	三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 96号	三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 97号	平成24年度三春町一般会計補正予算（第4号）について
議案第 98号	平成24年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第 99号	平成24年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
議案第100号	平成24年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第101号	平成24年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について
議案第102号	平成24年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第3号）について

平成24年12月6日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 陰 山 丈 夫	2 番 渡 辺 泰 譽	3 番 影 山 初 吉
4 番 佐 藤 弘	5 番 本 田 忠 良	6 番 日下部 三 枝
7 番 佐 藤 一 八	8 番 渡 辺 正 久	9 番 三 瓶 文 博
10 番 佐久間 正 俊	11 番 小 林 鶴 夫	12 番 橋 本 善 次
13 番 鈴 木 利 一	14 番 渡 邊 勝 雄	15 番 儀 同 公 治
16 番 本 多 一 安		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 橋 本 清 文 書 記 近 内 信 二

4 地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	橋 本 國 春

総 務 課 長	佐 久 間 收	財 務 課 長	村 上 正 義
住 民 課 長	工 藤 浩 之	税 務 課 長	佐久間 幸 久
保 健 福 祉 課 長	影 山 敏 夫	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 長	伊 藤 朗	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	村 田 浩 憲
企 業 局 長	増 子 伸 一		

教育委員会委員長	武 地 優 子	教 育 長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課長	橋 本 良 孝	生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 子

農 業 委 員 会 会 長	宗 形 義 匡
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	野 口 邦 彦
-------------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成24年12月6日（木曜日） 午前10時10分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案の提出
- 第 5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第 6 議案の質疑

第 7 議案の委員会付託

第 8 陳情事件の委員会付託

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時10分)

……………・開 会 宣 言 ・……………

○議長 おはようございます。大変ご苦勞様でございます。ただいまより、平成24年三春町議会
12月定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

……………・ 会議録署名議員の指名 ・……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、4番佐藤弘君、5番本田忠良君のご両名
を指名いたします。

……………・ 会 期 の 決 定 ・……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より12月12日までの7日間といたしたいと思いますが、ご異議あり
ませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日より12月12日までの7日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に通知いたしました日程表のとおりといたしますので、
ご了承願います。

……………・ 諸 般 の 報 告 ・……………

○議長 日程第3により、諸般の報告を行います。

出納検査の結果について。監査委員より、平成24年度第6回、第7回、第8回の例月出納検査
報告がありましたので、その写しをお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

定期監査の結果について。監査委員より、定期監査の結果について報告がありましたので、その
写しをお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

……………・ 議 案 の 提 出 ・……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りいたしました「議案第85号 専決処分につき議会の承認を
求めることについて」から「議案第102号 平成24年度三春町放射性物質対策特別会計
補正予算(第3号)について」までの18議案であります。

……………・ 町長挨拶並びに提案理由の説明 ・……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長 12月定例会の開会にあたり、現下の情勢と提出する議案の概要等について説明い
たします。

世の中は、衆議院の解散総選挙という中で年末を迎えました。今後、激動する国政の中で
政権や政策がどのようになるのかをしっかりと見極めながら、わが町の復興再生の道筋を着実
に進めていかなければならないと、改めて痛感しているところであります。

さて、昨年の東日本大震災から1年9ヶ月が過ぎようとしておりますが、町では、今年を復興元年と位置づけ、三春町から元気を発信していこうと取り組んで参りました。その結果、季節ごとのまつりなどの各種行事を通して、たくさんの町民と富岡町、葛尾村の皆さんのご参加を頂き、復旧・復興を広くPRすることができたものと考えております。

わが町の今年1年を振り返りますと、厳しい状況の中にも様々な成果と話題があった1年ではなかったかと思えます。

主なものとして、

一つに、除染計画に基づく仮置場造成工事の着工と除染事業の発注。

二つ目には、新三春中学校の建設と開校準備。

三つ目には、人口減少対策として定住促進計画の策定と民間アパート活用の具体化。

四つ目には、国道288号三春西バイパスと桜川河川改修事業の促進。

五つ目には、ヨークベニマル中町移転。

六つ目には、ふくしま駅伝町の部4連覇。

七つ目には、消防ポンプ操法県大会ポンプ車の部中郷分団第4位入賞。

八つ目には、滝桜の種、英国王立植物園シードバンクへ収蔵。

九つ目には、田村高校陸上部女子全国高校駅伝大会出場。

そして最後には、東京都桜の交流プロジェクトの一環として三春滝桜の「宇宙桜」苗木を東京都へ寄贈。

以上、思いつくまま申し上げましたが、町にとって非常に喜ばしく成果のあがった年でありました。

これからも震災復興対策と原発由来の放射性物質との戦いは続くわけではありますが、町民の皆様と力を合わせてこの難局を一步一步乗り越えて参りたいと考えております。議員各位におかれましても、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、今定例会に提案しました議案につきましては、「専決処分につき議会の承認を求めることについて」をはじめ、新三春中学校の家具備品購入、財産の無償貸付、基金条例の新設と改廃、水道布設工事監督者等に係る条例制定、税条例と廃棄物処理条例の一部改正及び補正予算であります。それらの説明につきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりでありますので、慎重に審議されまして、全議案可決、承認いただきますようお願い申し上げますとともに、今年も、議会をはじめ、多くの町民の方々のご支援ご協力を賜りましたことに、改めて衷心より感謝申し上げ、12月定例会開会にあたっての挨拶といたします。

..... 議 案 の 質 疑

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第85号から議案第102号までの提案理由の説明に対する質疑であります。議案第85号「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第86号「新三春中学校家具備品購入契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 87 号「財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 88 号「三春町水と緑とさくらの基金条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 89 号「三春町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 90 号「三春町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 91 号「三春町家畜導入事業等資金供給事業基金条例等を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 92 号「三春町東日本大震災復興基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 93 号「三春町がん撲滅基金条例及び三春町福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 94 号「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 95 号「三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といた

します。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 9 6 号「三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 9 7 号「平成 2 4 年度三春町一般会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 9 8 号「平成 2 4 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 9 9 号「平成 2 4 年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 1 0 0 号「平成 2 4 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 1 0 1 号「平成 2 4 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 1 0 2 号「平成 2 4 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第85号から議案第102号までは、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託することに決定をいたしました。

なお、付託以外の議案につきましても、各常任委員会において審査されるようお願いをいたします。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程8により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元にお配りしました陳情事件文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって陳情事件文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会をいたします。ご苦勞様でございました。

(閉会 午前10時21分)

平成24年12月7日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 陰 山 丈 夫	2 番 渡 辺 泰 譽	3 番 影 山 初 吉
4 番 佐 藤 弘	5 番 本 田 忠 良	6 番 日下部 三 枝
7 番 佐 藤 一 八	8 番 渡 辺 正 久	9 番 三 瓶 文 博
10 番 佐久間 正 俊	11 番 小 林 鶴 夫	12 番 橋 本 善 次
13 番 鈴 木 利 一	14 番 渡 邊 勝 雄	15 番 儀 同 公 治
16 番 本 多 一 安		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 橋 本 清 文 書記 近 内 信 二

4 地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴 木 義 孝
副 町 長	橋 本 國 春

総 務 課 長	佐 久 間 收	財 務 課 長	村 上 正 義
住 民 課 長	工 藤 浩 之	税 務 課 長	佐久間 幸 久
保 健 福 祉 課 長	影 山 敏 夫	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 長	伊 藤 朗	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	村 田 浩 憲
企 業 局 長	増 子 伸 一		

教育委員会委員長	橋 本 稔	教 育 長	遠 藤 真 弘
職 務 代 理 者			
教育次長兼教育課長	橋 本 良 孝	生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 子

農 業 委 員 会 会 長	宗 形 義 匡
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	野 口 邦 彦
-------------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成24年12月7日（金曜日） 午前10時開会

第 1 一般質問

第 2 議案の提出

議案第103号 三春町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について

議案第104号 平成24年度三春町一般会計補正予算（第5号）について

第 3 議案の説明

第 4 議案の質疑

第 5 議案の委員会付託

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時)

……………・開 会 宣 言 ・……………

○議長 おはようございます。大変お寒いなか、今日は中妻小学校6年生の皆様、更には高齢者学級、そして舞鶴会の皆さん等々、多くの傍聴者の皆様方に御出でを頂きまして感謝を申し上げたいと思います。

更には、ご案内のように衆議院の期日前投票で3階洋間会議室が使えない状況になっておりまして、大変ご不便、そしてご迷惑をおかけいたしてございます。ご理解を頂いて、上でお許しを頂きたいと思います。

それでは、会議に先立ちまして報告をいたします。

執行者側より、一身上の都合により、武地優子教育委員会委員長が欠席となり、教育委員長代理として橋本稔教育委員会委員長職務代理者が出席する旨の届出がありましたので報告をいたしておきます。

だいまより本日の会議を開きます。

……………・一 般 質 問 ・……………

○議長 日程第1により、一般質問を行います。

議会の申し合わせにより、一般質問は、質問席において、一問一答により行います。

質問の全体時間は、再々質問まで30分以内の時間制限であります。

通告による質問を順次許します。

4番佐藤弘君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○4番(佐藤弘君) 先に通告してあります2件について質問いたします。

始めに学童保育について、次の3点お尋ねいたします。

1点目は、三春町の学童保育の現状、地区ごとに学年・人数などについてお聞かせ願います。

2点目、現行の中で保護者からの要望等、把握していることがあればお聞かせ願います。

3点目、今後の学童保育のあり方等で考えられることがあればお聞かせ願います。

以上です。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤生涯学習課長！

○生涯学習課長 4番議員の質問にお答えをいたします。

1点目の三春町の学童保育の現状、地区ごとに学年・人数などについてであります。児童生活センターでは、中央児童館にあるわんぱくクラブ、岩江センターにある岩江児童クラブ、御木沢小学校体育館にある御木沢児童クラブの3つの児童クラブを運営してございます。このクラブは、放課後留守家庭となる児童に対し、遊びや体験活動を中心に異年齢の子どもたちとの生活を通して、発達を促す場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に運営しております。

対象児童は、放課後留守家庭となる小学1年生から3年生までの児童又は健全育成上指導を要する4年生以上の児童となっております。現在の登録児童数は、わんぱくクラブは、定員50名に対し小学1年から3年生まで51名、岩江児童クラブは、定員30名に対し小学1年から3年生まで27名、御木沢児童クラブは、定員30名に対し小学1年から6年生ま

で24名となっております。

開所時間につきましては、平日は下校時から午後6時までとなっております、休校日及び休業日は、午前8時30分から午後6時までとなっております。

2点目の現行の中で保護者からの要望につきましては、御木沢・岩江児童クラブの一部の保護者から、土曜日を開所してほしいとの要望がございます。このことにつきましては、中央児童館でお預かりして対応しておりますので、わんぱくクラブ以外の土曜日の開業は当面予定しておりません。

3点目の今後の学童保育のあり方についてであります。わんぱくクラブを運営している中央児童館は、NTTから土地を借用し運営しておりますが、桜川改修のため館庭が狭くなり、建物は50名以上の児童が活動するには、手狭な状況にあります。中央児童館は、児童クラブ員やその他の多くの子供達の健全育成の拠点施設として、その必要性が増してきております。働く保護者の支援のためにも、将来、児童館を整備する場合は、充実した施設を考えて参ります。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） お答えの中で、若干質問をまたしたいと思います。

実際、定員について三春のですね、中央児童館が50名に対して51名、こういうことでありますけれども、今後のそれぞれのですね、見通しと言いますか、定員内で収まるというふうに考えられているのか。

それからですね、中央児童館というのは三春小学校が対象だと思うので、あとは岩江、御木沢、この他の小学校について保護者の方から、やはり保育所に現在子どもを出して、学校にあがれば、当然そういう学童保育が必要になる。そういう部分についての把握がなされているのかどうかお尋ねをいたします。

それから、今後の学童保育のあり方なんですけれども、今どこの地域、三春以外でもそうなんですけれども、少子化の問題で子どもが少なくなっているということは、実際そうなんですけれども、少なくなっている割合に保育で預けるというのが増えている。ようするに、共稼ぎでないと今は生活そのものがやっていけない。したがって、子どもはやっぱみてもらいたい。こういうことだろうと思うんです。今後の見通しの中で、問題なのは1年から3年までは基本的に学童保育、預かる。こういうことなんですけれども、当然、両親が仕事でいないということであれば、1年から3年までじゃなくて、4年から6年までも本来みてもらいたい。こういうことが当然あるべきだと思うんですけれども、その辺について、規制をされているのか。それともその辺、それぞれの保護者が規制をかけるというのか、しょうがないという、3年までだという、そういうことで預けないのか。その辺をどう把握しているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤生涯学習課長！

○生涯学習課長 それでは1つ目の定員で収まるかということなんです。50名に対して51名ということでございます。この中央児童館につきましては、実際50名に対して54名の申込みがございました。これにつきましては、児童クラブの条件がございます。そういった条件に合った方、そういった方ということで、今年の場合は54名ありましたが、結局は52名ということで入所を行っております。3つの条件がございます。そういった条件をクリアした方ということで行いました。その定員の中で収まるかということなんです。今

のところは50名、施設につきましては今50名の定員で行っております。1割程度は余裕をみるような形でお預かりしたいと考えておりますが、それ以上になればあの施設では預かることはできないという考えでございますので、そうなればまた別な方法で考えていくしかないのかなということで、今のところ考えてございます。

それから、他の地区からの把握ということでございますが、こういう時勢ですので共働きの子どもを預けたいという方はいらっしゃるかと思います。しかし、他の地区からということの把握は今のところしてございません。今年、御木沢地区でそういうことがありまして、新しく24年4月から開館したということがございますので、地区からそういう要望があれば、また新たなことということで、また検討して参りたいというふうに考えてございます。

それから、今後のあり方の中で共働きで1年から6年までみて欲しいということがあれば、するのかということなんですが、実際定員が決まっております。その中で余裕あがって、その条件に合っていれば6年生まで入ることはできますので、そういった方で受け入れをしているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 再々質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 今のお答えの中でですね、問題なのは、1つは施設の無理がある。ここが非常に引っ掛かる場所だと思います。実際、中央児童館について50名の定員、狭いという。したがって、希望があっても施設の預けられない。こういうことであれば、やはりできるだけ早めに対応をやっぱりしなければならぬのではないかと。将来的にという言葉というのは非常に10年先なのか、20年先なのかということになると思うんですけども、1年先、2年先をきちとやっぱり把握をして、やっぱりこの施設ではもう制限としなければならない。こういうことであれば、やっぱり変える努力をするということが当然だと思うんです。

先ほど条件に合った方と言いました。条件に合うというのはどういうことなのか。基本的に就学前に保育所に預かって、ということであれば、条件が適さないということはありませんよね。ようするに、就学前にまったく家でみて就学した時に預かってくれ、こうなれば条件的に、いやとこういう話しができるかもしれませんけれども、そうでない限りは希望をやっぱり受け入れるべきだということなんですけれども、その辺、条件と言いましても一般的にどういう条件だとだめなのかというものがあれば、お聞きをしたい。

あとはですね、他の地域といいますか、他のところは把握をしていない。こういうことなんですけれども、御木沢は今年からということですよ。昨年、御木沢でやっぱりそのような子どもさんがいた。そういう施設がない。したがって三春小学校にあげる。こういうようなことが起こって、今年の4月から御木沢の子どもを児童クラブという形で預かるようにした。やはり私はこの時点でですね、他の区域についても当然、調べるというか調査をすべきだったのではないかと。御木沢の二の舞を踏んでから造るということは、私はやっぱり行政としてあるべき姿ではない。先々をやっぱりきちと把握をして対応をして行く。仮に他の地域で1人でも2人でもですね、なんとかやっぱり預けてという保護者がいれば、その解決にどうしたら良いのかというのを、庁内でやっぱり議論をして行く。そのことが大事ではないかと思うんであります。そのことについて、再度お尋ねをいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤生涯学習課長！

○生涯学習課長 1つ目の施設が狭くて無理だということであればということなんです、

役場の公共施設、そういったものの検討を進めてございますので、そういった中で検討していただけるようなお話しをしていきたいと思ひます。

それから条件なんですが、入所できる条件。中央児童館につきましては、児童館ですので乳幼児から18歳までの子どもが自由に来て自由遊び、そういったことで交流ができるという場所でございます。それからもう1つは、わんぱくクラブというクラブがございます。こちらに入所できる子どもと2つに別れてございます。このわんぱくクラブに入所できる条件というものが、小学1年生から3年生までの児童と事情があつて特に必要と認められる4年生以上の児童ということです。それから2つ目が、保護者が就労や病気等の事情があつて学校の放課後が留守家庭となる児童。それから3つ目には、放課後学校から来館し決められた時間の間、活動できる児童。この3つの条件がございます。こういったことがわんぱくクラブの登録児童ということで、定員枠を設けているということでございます。

それから他の区域についても調べるべきではないかということでございますので、こちらは他の区域としまして先ほどもお話ししましたように、岩江につきましては土曜日開館しておりません。その子どもたちで要望がある子どもについては、中央児童館で土曜日お預かりしております。そういったことで、中妻地区の子どもについてもそういった事例がございまして、中央児童館で預かったという経緯がございます。地区については、そういった話しがあれば私の方ではできるだけ対応して参りたい。それから地区については、ある程度の人数がまとまればそういった開館とか、そういう方向に行きたいとは思ひますが、当面は少人数であれば中央児童館で預かれるという形で今のところ進めておりますので、ご理解を頂きたいと思ひます。

○議長 はいどうぞ。

○4番(佐藤弘君) 再々質問で終わりと、こういうことでありますけれども、答弁がない。ようするに答弁がないというのは、54名で52名、2名が条件に合わない。ということで、この条件に合わないのはどこが合わなかったのかという質問について答えがまったくないんで、ただ、今の条件についての話しはされましたけれども、2名、却下された2名は何で却下されたのか。その理由についてお尋ねしておりますので、是非お答えをお願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤生涯学習課長！

○生涯学習課長 申し訳ございません。それではその2名につきましては、この条件に合わなかったということでございます。保護者の方が就労、それから病気ということでございますので、お母様が自宅におられたということで、就労には当たらないということで却下したということがございます。

以上でございます。

○議長 第2の質問を許します。

○4番(佐藤弘君) 滝桜観光について2点お伺ひいたします。

1点目、今年滝桜を見に来た。つばみのつの字もないのに観桜料を取られ、花が咲かなくとも観桜料を取る。本当にそのことが、正しかったと思っているのか。もてなしの心はどこへ行ってしまったのか。お尋ねいたします。

2点目、渋滞解消が大きな問題としてここ数年、様々な対策が行われてきましたが、未だ抜本的な解決策がないように思われます。滝桜周辺の更なる駐車場の増整備を考えてはと思ひますがいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 4番議員の質問にお答えいたします。

滝桜観桜料の徴収は、平成22年度より開始し、23年度は震災の影響により中止したため、今年度で実質2回目となりました。制度は、PRの甲斐もあり、団体ツアーを企画している旅行会社などには認識され、定着してきた感じがあります。観桜料は、三春町滝桜観桜料条例により、観桜期間を設定し徴収するとしております。したがってこれまでどおり期間を設定し徴収を行って参りました。

滝桜は、町の宝であると同時に、日本が世界に誇る桜であります。花はもちろんのこと、幹や枝振りそのものを観賞し楽しんでいただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、観桜期間中に花が見られなかったお客様には、満開時の写真カードを配布させていただきました。さらに、滝桜の今昔と題した写真展示を行うなど、楽しんでいただける様、工夫をしております。もてなしの心は何ら変わっておりません。今後もこれまでのサービスの充実と新たなサービスの提供を検討して参ります。

2点目の渋滞解消については、これまで様々な対策を行って参りました。臨時駐車場についても、今年度は、柴原橋の先、五合田地内に約50台の増設を行いました。

また、来年に向けて、三春ダム管理所の協力を得ながら、新たに蛇石地内に臨時駐車場を増設することで進めております。

また、渋滞対策として取り組んでおります、無料シャトルバス、三春駅からの臨時バスの運行も今後継続するとともに、JRとの協力のもと公共交通機関の利用促進も図って参りたいと考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 1点目の問題であります。観桜料について観桜期間を決めて、したがって決めた時から徴収するのが当たり前だと。聞けばその通りだとは思いますが、あくまでもこれは三春町が一方的に決めた。ようするに、観光客が決めたわけではないですから、したがって、そのことが全国的条例を知っているか。知らないで来ているわけですよね。したがって、私は幹、枝振りを見て楽しんでもらう、それも観桜料だよということであれば、期間は4月、今年であれば6日からということだと思うんです。何も期間なし、フルシーズン観桜料を取るとしても理屈としては同じではないか。したがって、観桜料を取る期間を決めているということは、やっぱり桜の開花に合わせて決める。それが基本的にはあるから期間を決めるということだと思うんですよね。したがって、今年はいろんな気候の問題で著しく遅くなったわけでもありますけれども、通常ならば6日からやってもだいたいつぼみが出てきてと、こういう頭であつただろうと。したがって、そのことが結果的にもたらしたことについては、やっぱりきちっと総括をすべきだろうと。私は、今年6日に決めたことが間違いだということではないと思う。それはそれで良かったらと思う。今までの例からして6日という決め方をした。ただ、それがかなりずれ込んでいる。したがって、まったくつぼみもないなかで観桜料を取られると、こういうような状態が発生をしたんだろうと思うんです。ただ、問題なのはやっぱり、そのことが来年またあればですね、やっぱり開花の時期、一般的にNHKなんかも一生懸命、滝桜の放映をしているわけでもありますけれども、報道局なりマスコミなり、間もなく咲くのではない

か、こういうような話しがよく出されます。そういう中でゴーサインを出しても良いんじゃないか。やっぱりそういうことを含めて検討を私はすべきだろうと思うんですよね。それがやっぱり、今回いろんな意味で、「いや、本当につぼみも何もないのに取られたんで三春町というのはそういうところなのかい。」と言う声に対しする私は三春町の今後のもてなしの心が働くところだところだと思いますので、そういう考えで来年度はやられるだろうと思うんでありますけれども、そのことをまずお聞きをしたい。

渋滞の問題、本当に私も駐車場の増整備ということで言いましたけれども、駐車場を増やただけで解決本当にするのかという自信は私もありません。ただ、いずれ今の駐車場の数からすれば、やっぱり足りないということは間違いないんじゃないかこう思います。したがって、シャトルバスの問題もやっぱりありますけれども、常に本来ならば自分の車でまっすぐ行って、桜を見て帰りたいと思った時に即、自分の車で帰れる。これが一番やっぱり良いことだろうと思うんですよね。だから、そういう状態をどう作るのかシャトルバスに頼むということが良いんだろうかという。それは我々の方として今考えていることですが、観光客から見てどうなのかということも、かなり情報を収集して対策を練ることが大切ではないかと、こう思うんであります。その辺どのように、観光客、相手から見たですね、渋滞の問題について把握をしているのか、把握をしていけばお聞かせ願いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 桜の開花時期を予測するというのは非常に難しい。毎年のように役場、観光協会に全国から「見頃はいつ頃ですか。」という問い合わせが、かなりの電話が来ていますけれども、毎年変わります。その開花時期近くになった気温、気象状況によって開花するかなと思って、一週間くらい延びてしまったり、もうちょっと先かなと思っていたら天気の良い日が続くとあつという間に咲いてしまったり。非常にこの開花時期をどう予測したら良いのかというのは担当課でも毎年、一番苦労しているところであります。そうした中で、期間を設定して観桜料を頂くというのも非常に難しい。しかし、今議員がおっしゃるように考え方としては分かりますけれども、町は期間を設定した場合には必ずガードマンを立てて交通安全、事故のないようにしっかりとした態勢を組まなければなりません。警備会社もある程度早い期間で期間を設定していただかないと人集めができないという事情もございます。役場の考えだけで、いきなり明日からやるよという訳にはいかないのが実情であります。期間を設定して、全国から訪れるお客さん達が安全で安心してゆっくり、滝桜をご覧になっていただきたいというのが、今日までのいろんな苦労の中からの取り組みなんです。

それから、咲かないの観桜料という話がありますが、やはり咲かなくても町ではガードマンを頼んだり何からして大変な経費を掛けるわけでありまして。それと町ではですね、出来るだけ見頃の滝桜を見て欲しいという願いから、ライブカメラを設置をして滝桜の様子をネットで全国に発信をしております。ですから、インターネットを見ながら、見頃だから来ましたという方もおられます。つまり、開花前であっても見頃の時であっても、あるいは散れる時に来られるお客さんであっても、それはお客さん自分の都合で来られるわけですから、町としてはいか様にもしがたい課題であるところのように考えながら、毎年、滝桜対策をとっているということでございますのでご理解を頂きたいと思っております。

それから、渋滞対策ですが、はっきり申し上げてこれと言った決め手はございません。これも毎年、反省検討しながら取り組んでいるわけでありまして、出来るだけ駐

車場は確保したい。更にシャトルバスも運行して両面で出来るだけ渋滞緩和を図って行くということであります。申し上げましたように来春はですね、ダム管理所の協力を得てですね、新たに駐車場をいま準備をしていると、こういう状況であります。出来るだけ渋滞緩和が来られるお客さんに対する一番のサービス、もてなし、ゆっくり時間を取ってご覧になっていたくためには、何と言っても渋滞緩和であると、こういうふうな考え方で取り組みをしております。議員からもですね、何か良い提案がありましたならばお願いをしたいなというふうに思います。

○議長 再々質問があればこれを許します。

佐藤弘君！

○4番（佐藤弘君） 1点だけ。花が咲かなくても期間を決めればガードマン等を立てて安全に見られる状態を作る。したがって、経費は掛かる。観桜料はやはり頂くようになる。こういう話し、話しとしては当然だというような気がしますけれども、考えてみればですね、昔は観桜料を取らないで見せてきたんですよね。その分、町がいろんな面で経費を負担したと。今、先ほど話の中でも世界に誇る我が町の滝桜。滝桜観光、本当に日本中から世界にかけてだと思うんです。そういう意味で、私は期間を決めてガードマンを頼んでも咲かなければ取らない。「いや三春町は大した町だな」と私はそうだと思うんです。その分、開花したら金を取る。それじゃその前、金を取らなかった部分、仮にマイナスになればそれは町が負担をせざるを得ない。これがもてなしの心だと私はそう思っている。したがって、来年からはですね、そのことをもう一度検討をしていただきたい。期間を決めれば当然ガードマン、頼めばそれだけの金が掛かる。それは当然ですけども、そこは町が咲かないうちに観桜料は取らない。そしてガードマンは配置をした。その部分は町が欠損をしても止むを得ない。というくらいの検討をもう一度ですね、その部分について庁内で議論をして来年の滝桜に臨んでいただきたい。その辺について、検討する余地があるのかどうなのかお尋ねをしておきたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 滝桜というのは千年の年輪を刻んだあの幹を滝桜というんであります。毎年、その幹に花をつけ葉をつける。つまり、滝桜、千年の滝桜というのは幹を言うんだというのがまず基本に考えて良いと私は思っております。私も朝のウォーキングで桜の開花時期に毎日のように行きます。3年ほど前だと思いますけれども4、5人の中年女性が開花前に来ました。そしてそこで、会話しているのを聞きました。「花、見られなくて残念だったけれども、この幹を見ただけで来て良かったね。」とそういう会話をしていました。多くの方が来られるわけでありますから、いろんな考えがあるのは当たり前だと思います。私は町民の一人として、特に町長という立場としてですね、世界に誇るこの滝桜、まずはあの幹を見ていただきたい。幹を見ただけで手を合わせるような気分になる。千年の歩み、あの幹にはっきりと出ておりますよね。私はそういう考えを基本に持っています。したがって、議員がおっしゃるようにね、花だけでないんです、滝桜は。それを我々町民は自信を持って良いと思っております。したがって、先ほど申し上げたような考え方は継続して行くと、こういうふうなことであります。ご理解をいただきたいと思います。

○議長 次の質問に入る前にちょっと申し上げておきたいと思います。

中妻小学校の6年生の皆様方は11時で退席をされるということでございますので、質問途中で中断をいたしませんので、なるべくなるべく静かに退席を願っていただきたと思います。

す。寒いのでひとつ体に気をつけて、ノロウィルスにかからないように勉学に励んでいただきたいと思います。

○議長　それでは、11番小林鶴夫君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○11番（小林鶴夫君）　議長の許可の下、先に通告いたしました2つの点について質問をさせていただきます。

始めの質問は、来年の滝桜観光と通年型観光対策について質問いたします。一部、今の4番委員とちょっとだぶる内容もあるかもしれませんが、それはご了解願いたいと思います。

昨年の滝桜観光は、原発事故等で町としては正式な対応は取れませんでしたでしたが、それでも10万人以上の観光客が訪れたと聞いております。今年は正式な対応を実施したものの平成22年以前の平均して約30万人前後から9万人が減じ、約21万人という結果になりました。これも放射能による風評被害と思われるかもしれませんが、誠に残念な結果となってしまったと思います。来年はですね、是非また復活させて以前にも増した滝桜観光客がですね、訪れることを願っております。そして、春の観光客が花のシーズン以外にも訪れて、いわゆる通年観光客として来てくれればいいなと思っております。更にその中から三春町に住みたいと言う人が一人でも二人でもですね、でることを期待したいと思っております。通年観光に関して春の観光は完成したと言われておりますけれども、まだまだいろいろと工夫する余地があるのではないかと思います。春の観光に対しての具体的な対応方法は、例年新年明けからになるかなと思いますけれども、まず1番目といたしまして、来年の滝桜観光で新しく計画しているものがあれば、その内容をお聞かせ願いたいと思います。

2番目に、毎年滝桜のシーズンが終わりますと関係者や関係団体から反省点が出されると思いますけれども、前回までの反省点で来年改善されるものがあれば、その内容をお聞かせ下さい。

3番目に、これは私が以前から通年型観光を増やすには、三春町の魅力を積極的にPRする必要がありますと考えております。その一つの手段として、三春町の魅力を収めたDVDが良いのではと考え、何回かその制作を提言しておりました。おかげさまで、具体化にこぎつけることになりました。現在制作中のですね、観光PR用DVDはいつ完成されるのか。来年の滝桜シーズンに間に合うのか。そして、完成のあかつきにはですね、どのように活用されるのかお聞かせ願いたいと思います。

4番目にですね、観桜チケットに町の分譲住宅団地等、町が活性化する情報を手渡しすべきだなと思っております。昨年あたりからですね、分譲住宅団地の情報はですね、滝桜売店近くにテントを張ってですね、PRをしておりました。ちょっと私が見た限りではですね、ちょっとお渡しするパンフレットが非常に立派な内容と言うか、高価なパンフレットのためにですね、決して全員に手渡せるという状況ではなかったかなと思っております。最近はですね、廉価版のパンフレットも出来ているようですので、チケットを半券切る時にですね、その町の情報をですね、A4、1枚か2枚になるかと思っておりますけれども、手渡ししてはどうかかなと思っておりますので町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

5番目にですね、通年型観光のために三春町観光ビジョンを、観光まちづくり連絡会を中心に観光ボランティアやさくらの会等と意見を交換して早期に作成するということですね、平成23年度中には作成するということを聞いておりましたけれども、それが実際に作成されてですね、公表されたのかをお尋ねいたします。

6 番目に、滝桜にはですね、花のシーズン以外にも結構観光客が見物に来ております。先月もですね、私の仲間がですね、県内や東京から来まして三春の里で一晩お世話になって、翌日にはやはり滝桜を見に行きたいなと希望をやっぱりされました。現地を案内いたしました。しかし、滝桜がポツンと立っているだけでですね、これは以前から滝桜近くにですね、町の情報を発信・提供する設備を設けてはと提言しているわけなんですけれども、その設備にですね、分譲住宅の団地のパンフレットとか、町の売地だとか、それから街中のパンフレットとか、更にですね滝桜をあれだけ保存しているのにですね、非常に地味な地元の方の活動もあります。あるいは、大々的なですね、大規模な剪定をやった経過もございます。そういうパネルを貼ったりですね、平成 22 年には満開の滝桜に雪が積もったというすばらしい光景もありますので、そういういろいろな情報をですね、滝桜シーズン以外にもですね、発信してはいかがかなと思っております。更にですね、昨年のこの大地震でもですね、三春町は周辺の市町村に比べて、非常に被害が少なかったということもありますので、これも町としても非常にすばらしい P R 材料ではないかなと思っておりますので、そこら辺もですね、うまくまとめてそういう情報が提供できればと思っております。このことについてはですね、過去に何回か提言、質問いたしておりますけれども、ちょっと残念ながら明確な答えが得られないままになっておりますので、前向きな回答をお願いしたいと思っております。

最後の 7 番目にですね、滝桜観光や通年観光に対してですね、毎年私、1 回くらいは質問しております。私以外の議員からもですね、いろいろ出されているわけなんですけれども、その中には、「検討します」とか「前向きに取り組みます」という答弁がなされてですね、その検討結果について、ちょっと町から聞くことがほとんどないというのが実際のところなんです。例えばですね、これも過去に申し上げておりますけれども、観桜チケットに通し番号があるので、例えば切り取る部分を二つにして、一つは滝桜観光の時にして、もう一つは夏の盆踊りとか秋の秋まつりとか、あるいはですね春のシーズン以外に訪れた方がですね、そのチケットで何かサービスが得られるような工夫をすればですね、もっともつといわゆる通年型観光客が増えるんじゃないかなと考えておりますのでですね、是非そういうような検討をしていただきたいと思っております。この件に関してもですね、現在は宿泊施設でお風呂に入る時にサービスがあるとか、割引があるとか、町の施設を見学する時に割引がありますよ、というお話しは聞いておりますけれども、もっともっと広く活用できるようなですね、観桜チケットにしてもらいたいのと思っております。これもですね、ちょうど 1 年前の一般質問をさせていただいた時にですね、「観光協会と検討して」という答弁をなされておりますので、その後、どういう検討をなされているのかお聞かせ願いたいと思います。この他ですね、やっぱり滝桜の近くで食事がしたいなというお客さんもいっぱいおりますので、そういうような対応等についてもですね、過去にお願いしていることもございます。その後の状況についてお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 第 1 の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 お答え申し上げます。

1 点目、新しい取り組みについてでございますが、平成 24 年度、今年、滝桜の前で滝桜観光大使によりますコンサートや語り部の方によります朗読会、それから、テレビ局の生中継、こういったものを実施いたしております。今現在、町の方にこういった企画は、まだ寄せられておりませんが、来年につきましても、こういった催しがあれば積極的に取り組みを進めて行きたいと考えております。

また、これまで従来行ってきました無料のシャトルバスや臨時バスの運行、ライトアップ、これらにつきましても、取り組みをよりいっそう充実させて参りたいと考えております。

2点目、来年度の改善点でございますが、観光客の皆様から寄せられましたご要望、ご意見、各種団体やあるいは現場のスタッフの皆さんからの意見等を踏まえまして、現在、来年春に向けて改善の検討を進めているところでございます。様々なことがございますので、出来るものから順次、改善をして参りたいというふうに考えております。

3点目、観光PR用DVDの制作につきましては、来年1月のだるま市の撮影を残すのみとなっております。3月中には完成する見込みでございます。したがって、春の観光シーズンには滝桜現地、あるいはまほら等での放映、また旅行会社、こういったところへのPRを含めて活用を図って参りたいと考えております。

4点目の観桜料チケットの有効活用でございますが、宅地分譲等を担当いたします企業局の方では、ご指摘の通り既に現地におきまして住宅団地のPRブースを設置しております、PR活動を行なっている状況でございます。なお、今ほどご質問がありました手渡しによるパンフレットの送呈が出来ないかということでございますが、これにつきましては、チケットのもぎりの関係、それから一日あたりの観光客の皆さんの数等々いろいろございますので、原課とも協議をいたしながら検討して参りたいと思います。

それから、5点目の三春町観光ビジョンの策定でございますが、現在のところ、まだ資料の収集等を行なっている段階でございます。まだ策定に至っておりません。引き続き、関係団体の皆様との意見交換を進めながら、素案の作成を進め、議会の皆様ともご協議させていただきたいと考えております。

6点目、滝桜近くへの情報提供設備設置につきましては、春以外の観光客の状況、それから設置した場合の運営方法、こういったものを考えますと現状では難しいものがあるというふうに考えております。したがって、今のところ設置の考えはございません。

最後7点目でございますが、滝桜近くでの食事処でございます。売店の出店の方々へメニューの充実を要請して参りたいと考えております。また、今年につきましては、出店のブース、これも増やしまして、例えば三春グルメンチ、こういった物の販売も実現をいたしました。大変好評を得たところでございます。来年もこういった出店ブースの増加、これを図っていきたくて考えております。また、ご提案いただいております観桜料チケット番号の活用につきましては、観光協会とも協議をいたしました、議員からご指摘ございましたが、現在行っております歴史民俗資料館や人形館等の公共施設、あるいは町内旅館の入浴割引、こういったサービスが現実的なのかなということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 1番目の質問に対する答弁、先ほど私から言ったとおり、実際は具体的な対応が年明けになるので、現在は決まっていないのかなと暗には思っておりましたけれども、やはりですね、今年実施したいろんなイベント、あれは大変好評だったと思います。特にテレビについては、全国からいろんな感想が寄せられていたんじゃないかなと思っています。個人的にはですね、あのテレビが放送になってから全国の友達から私の家に電話がかかって来まして「小林君、見てるかい」というような電話がかかって来ております。是非ですね、全国に広めるようなですね、またイベントを是非計画していただきたいというお願いをいたします。

それから、2番目のですね、反省点に対してですね、ちょっとこの今の答弁もですね、出来るものから順次と、ちょっと具体性に欠けるかなと思っておりますのでですね、私からみれば答弁になっていないような気もいたしますのでですね、もう少し明確な答弁が得られれば、仮に今無理であってもですね、次の新年明けてですね、またいろんな策を練ると思えますけど、そういう時に我々議員の方にもですね、連絡いただければなと思っております。

それから、DVDがですね、いよいよだるま市の撮影を残すのみと、3月に完成ということで私は大変喜ばしいと思っております。このDVDをいろんな団体にお渡しするというお話もありますけれども、確かちょっと忘れましたが、いつだったかな、今年の春くらの総務常任委員会ですね、やはり「このDVDを何枚くらいつくるのかい」、という質問と「販売価格はどうすんだい」、というようなやり取りがあったように記録が残っております。その時の記録では、「千枚くらい作る」、「販売価格はこれも観光協会と打ち合わせて決める」というふうになっておりますけれども、これをですね、発売する予定があるのかどうかですね。私は一番重要なのは、このDVDを多くの人に見てもらふ工夫が必要ではないかと思う。例えば、来春はですね、売店の所に大型スクリーンを置いて見ってもらう。それから、通年ですね、例えばまほらの道のウィンドウにですね、液晶ディスプレイを置いて常に見ってもらう。あるいは、駅中ですね売店にも常に見ってもらう。こういうようなですね、やっぱり見ってもらう工夫を是非してもらいたいと思っておりますので、そういうハード面のですね、設備に対しての町の考え方もお聞かせ願いたいと思います。

それと4番目のチケットに、いろんな情報を全部手渡しするのは無理かなという気もしますが、極力ですね多くの方に手渡し、もちろん全部が全部成功するとは思いませんけれども、やっぱり確立の問題ですから、やっぱり多くの人に手渡して欲しいなと思っております。

それから、三春町観光ビジョンについてはですね、これは平成17年から、町長最初の任期の半ばから出ている問題だと、「23年中には出来るよ」と「作成するよ」と約束してあるんですから、現在の話しですとまだどうも進んでいないという感じなんで、少なくともいつまでに作るということもですね、約束していただきたいと思います。

それから、滝桜近くにいろんな情報を提供する設備、これもですね、難しいという回答のままですけれども、やっぱりこれも先ほど言った、お客さんがぽつんとボタンを押したら、その場で滝桜の参考が見れるというような工夫もですね、是非必要じゃないかなと思っておりますので、これも今は難しいかも知れませんが、将来検討していただきたいと思います。

7番目のですね、いろんな食事処とかチケットの活用等々ですね、ここでちょっと議論してもちょっと時間がなくなってしまうので、「出来ない」と言わずにですね、出来る方法をですね、検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 2つ目にございました反省点でございますが、実に様々なご意見、ご要望がございます。渋滞対策、それから駅の磐東プラザのロッカー、もろもろいろんなことがございますので、それらをですね、やはり今出来るものそれからちょっと時間が掛かるもの、検討を進めてですね、取り組みを進めて行きたいというふう考えております。

それから、DVDの制作でございますが、現在の計画ではとりあえず100枚制作を予定しております。これにつきましては、先ほども申しましたとおり滝桜の現地、それからまほら等の公共施設、こういったものの放映をできないかというので検討しております。また、

旅行会社等の方にもですね、多くの旅行会社がございますが、お渡しをして三春町のPR用にも使っていきたいというふうにも考えておりますので、出来るだけ多くの方に見てもらえるような工夫はしたいと考えております。

それから、手渡しのご要望でございます。これにつきましては、観光チラシを滝桜の現地のもぎり場所で手渡しというのは、確かに効果があるかと思えます。ただ、現地の混み具合等々問題もありますので、こういった形だったら出来るのか、あるいはどこの場所だったらできるのか、それも含めて原課の方とも相談をして行きたいというふうに考えております。

それからですね、滝桜近くへの情報提供施設、これにつきましては先ほどの答弁のとおり、現在のところは設置の考えはないということですので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、最後のチケットにつきましてもですね、結果的にはそのチケットの枚数が何十万枚、10万枚、20万枚という枚数になるわけでございます。その辺の管理のことも含めますとなかなか難しい面があるなというのが現状でございますので、当面先ほど申しました公共施設や旅館でのサービスを充実させて行きたいと考えております。ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 今の答弁でちょっと漏れたのが1点ございます。観光ビジョンはいつ頃までに作成する予定かということが1点とですね、あとちょっと私の追加の質問として、DVDは100枚作るということは分かりましたけれども、この100枚作る前に例えば関係者でですね、視聴ができて、「ここはこういうふうにしたら良いね。」とか、そういう何か量産する前に見てディスカッションできる機会を設ける予定があるか否かをお願いします。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長！

○産業課長 失礼いたしました。観光ビジョンにつきましてでございますが、大変申し訳ございませんが、いま時期をはっきり明示することがちょっと出来ません。出来るだけ早く取り組んで参りたいと考えております。

それから、DVDにつきましては、編集がいま行われておりますので、1月のだるま市の収録が終わりましたら、可能であればそういった機会を作りたいと思えます。ただ、こういった形でお見せするのがよろしいのか、観光協会の方とも相談をしながら、視聴をデモテープみないな形で観光協会の部屋で映すとかですね、そういった形もちょっと考えて行きたいと思っています。

以上でございます。

○議長 第2の質問を許します。

○11番（小林鶴夫君） 次の質問は、閉校となる中学校の余剰備品の利活用についてでございます。

いよいよ来年4月にですね、現在の三春・桜・要田・沢石の四つの中学校が統合再編されて、新しい三春中学校が開校となります。新三春中学校で使用する備品類はですね、図書等を含め、開校準備委員会の庶務部会でですね、現中学校のですね、備品類の取捨選択が行われていると思えます。その結果としてですね、本定例会に新三春中学校で新しく購入する家具備品類3,855万円のですね、購入契約の議案も提出されております。その議案説

明書にはですね、今回契約する物、既に調達済みの物、三春中・桜中・要田中・沢石中から持って来る備品をですね、色分けされてですね、親切に分かる様になっておりますが、これだけではちょっと全体像がつかめませんし、一般の町民の方も分からないと思いますので、まず、1番目の質問といたしまして、現在の四つの中学校をを合わせた全備品類の何割ぐらいが新三春中学校で活用されるのか。その見通しをお聞かせ下さい。

2番目に、余剰となった備品類はどのような物品が見込まれるのか。そして、その廃棄となるような備品類はどのような物があるか教えて下さい。

3番目に、余剰となる備品類でですね、利活用の検討が既になされているのか。それとも、これはこれからなのか。時期を含めて教えていただきたいと思います。

4番目にですね、インターネットによる官公庁専用のオークションというのがございますけれども、そういうものを利用してですね、一般財源にですね、少しでも足しになるんじゃないかなと思っておりますけれども、そういう官公庁オークションをですね、利用する予定があるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 新三春中学校の備品につきましては、閉校する4校のものを有効に活用することを基本とし、開校準備委員会の庶務部会とともに検討を加えております。

全備品の何割を新三春中学校で活用するのかとのお質しでございますが、備品の種類によっては、利用するもの新たに購入するもの多種多様であるため、一概に何割と申し上げることはできないと考えております。

既に、学校としての利用が決まっている中学校については、既存の備品を有効に活用することとしております。また、跡地利用が決まっていない中学校の備品については、どのような用途に転用されても必要になると思われる、事務机やパイプ椅子などを残すこととしております。それでも余る備品については、岩江中学校及び各小学校へ照会し、利用するものを選定してもらい有効活用を図りたいと考えております。

なお、余剰になると想定される備品は、学校図書や理科の薬品等であると思っております。

最後のインターネットのオークション関係でございますけれども、現時点では販売は考えておりません。

以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 全体の何割を使えるか、これはいろんな計上その他いろいろあるから一概に無理だなと私も思いますけれども、ちょっと確認させていただきたいと思いますが、もうこれから開校までに新たに備品の調達予定があるのかどうかということとですね、それから、あと中学校にはパソコン類が相当残るんじゃないのかなと思っておりますけれども、パソコン類についてみた場合ですね、全部流用されるのか。あるいはOSが古いから廃棄しちゃうのかですね、ちょっとパソコン類についてのお考えをお聞かせ願います。

あと跡地利用、「閉校後の跡地利用等があるからそのまま置いておきます。」と言うのは理解できます。ただ、図書についてはですね、例えば葛尾村の新しい学校とか、他の学校とかでもっと有効な活用が出来ればお願いしたいなと思っております。

それから、官公庁のオークション。これはですね、ちょっと金目の物でないと無理かなと思いますけれども。なぜ、こんな質問をしたかと言いますと、実はちょっと歴史民俗資料館

の研修室に昔のビデオデッキがあったんですね。これはベータ方式で非常にもう古いんで、一般の人は使えないんですけれども、そういう物に価値を見出してですね、欲しがっている方が全国には結構いるんですよ。私も時々オークションを利用しているんですけれども、ただ、これもう使い道ないなと思える物もですね、全国には価値を感じている人も結構いますのでですね、ただ自分の判断だけでですね、捨てないでですね、今後はそういうこともちよっと考えてですね、オークションを利用して少しでも財源にですね、足しにしていいただければなと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

橋本教育課長！

○教育課長 新たな備品の購入ということでございますけれども、今回提案してございます備品で大きな物については、ほぼ揃えたかと思えます。なお、残りの消耗品と思われる物が若干これからでてくるかというふうに思っております。

それから、パソコンでございますけれども、25年4月開校ということに向けて、進めてございました。各学校ともパソコンについては、1年先延ばしとか、ということで利用してございました。議員お話のとおり、若干やはり古い物があるということで、処分になる分がかなり出てくるかと思えます。

それから、図書関係でございます。こちらにつきましては、お話しがありました葛尾村さん、要田中学校を利用していただくということでございますので、当然、葛尾村さんの方にも照会をかけてございます。なお、先ほど申し上げましたとおり、岩江中学校が残りますので、そちらで必要な物については、そのような対応を図る考えでございます。

以上であります。

オークションにつきましては、先ほど答弁したとおり、現段階では考えてございません。

○議長 再々質問があればこれを許します。

小林鶴夫君！

○11番（小林鶴夫君） 今のお話しですとパソコン類はだいぶ古いから処分になると、数が相当出るというお話しですけれども、処分される前にですね、一般の町民の方にこういう物が出るから、というお知らせをすれば中には町民の方で利用したい方もいるのかなと思いますので、そういう機会を作っていただきたいと思います。

○議長 答弁ありますか。

橋本教育課長！

○教育課長 パソコンにつきましては、いろんなデータ等が入ってございまして、それを見ながら検討するというふうにしたいと思っております。

以上です。

○議長 6番日下部三枝君！質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） それでは、議長のお許しを得ましたので、先に通告しておきました事項についてお伺いいたします。

1件目、住民が協働しやすい仕組みづくりについてお伺いいたします。

平成25年度の重点施策も住民との協働によるまちづくりの推進を基本にすえて取り組むとあります。今、町にある様々な団体がそれぞれの分野で協働といえる仕事をしていると思います。その中で、町からの支援について、どのように考えているのかなと思うことがありました。例えば、有害狩猟鳥獣捕獲隊については、平成23年の9月の定例議会に一般質問

で人員の減少、費用弁償等についてお伺いしましたが、あれから1年の間に県の方からも補助金が出たり、町としても50万円の委託料の外に少しずつ手厚い支援が出来る体制になったように聞いております。良い方向に向かっているなと思っております。ただ、そうなるまでには、要望書を出したり、いろいろボランティアする方の側からのアピールがあったようです。一方で町内の桜を見てみると個人宅にあるものが多い中、専門的な知識もないところで修理等が思うように任せない現状にあり、町の専門的知識を持つ人が傷口の修理や傷んでいる所を見つけても一人では出来なかったり、毎年木が大きくなるにつれ、直した所の傷口が広がったり、町との話し合いも担当も一生懸命やっているようですが、時間がかかったり、じれんまを抱えているようです。個人宅の桜とはいえ、町の観光になっている桜を長く美しい花を咲かせてもらうためには、肥料、修理等の経費はもちろん、桜の症状が分かった時点での対応は専門家と町との連絡、協働が重要だと思います。

この例え二つ上げたのは、問題が起きたらボランティアをする団体のアピールがあったら対処するという姿勢であります。これから、益々まちづくりの推進に協働という言葉で町民へ協力を求めることが多くなると思われますので、住民が経費や担当とのコミュニケーション等の支援、バックアップに関して、安心して楽しく協働事業に取り組めるような仕組み作りが必要かと思われしますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長！

○町長 6番議員の質問にお答えいたします。

協働によるまちづくりの推進は、町民、議会、町行政が共通認識の下に、それぞれの果たすべき役割を相互に確認しあい、情報を共有しながらまちづくりを進めることがまず第一であると考えております。

例えば、様々な課題解決に向けて町行政だけでは解決できない場合、あるいは町民だけでは解決できない場合に、お互いに知恵と力を出し合って課題解決に向けた取り組みをすることが大事であると考えます。

町では、これまでも、NPO団体等や各地区まちづくり協会へ活動交付金の交付や、団体の活動方法について相談に応じる等の支援を行って参りました。

また、道路愛護会活動、生活道路整備の助成やゴミの分別など、さまざまな場面で、町民の皆さんとの協働による地域づくり活動も行われております。

ご質問の「住民が積極的に協働に取り組めるように、町としての支援バックアップの仕組みづくり」の必要性についてであります。相談体制と支援体制が重要であると考えておりまして、町民の方が目的とする活動が達成できるよう支援をして参りたいと考えております。

具体的には、町民の皆さんの目的や課題に対する相談に応じることが必要でありますので、まずは総務課へご相談いただきたいと思います。そして、ご相談いただいた個別具体的な内容に応じて、役場の関係各課が連携を取り合いながら支援したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 今の町長の答弁の中で、確かに町民の方から、「こうしたい。あ、あしたい。」ということについての相談、そしてそれを各課に振り分けての個別の話し合いという話しは分かりました。ただ、そうでない場合、今後逆に町の方から団体の方に、こういうことを町と一緒にやってもらいたいという話しが出た場合、そういう場合に、逆に町民の

方から相談を持ち掛けられるのではなくて、町から話しをもって行く、そういう時の仕組みと言いますか、そういう時の考えについてはどういうふうに考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 お答えを申し上げます。

ただいまのご質問は、役場から町民の方々にこういう事業をやりたい。その場合の協力体制をどうするのか、というふうなご質問かと思うんですが、様々な場面が想定されると思うんですね。現在、今年やっている春まつり、秋まつり等もこのひとつの例かと思いますが、協働というのはお互いにですね、町民と行政が対等な立場で話し合うということが、まず必要なのかなと思いますので、それぞれのケースに応じてですね、実施したいと、ケースバイケースということになるかと思いますが、そのような形で実施して参りたいというふうに思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） ケースバイケースとう話しがありましたけれども、先ほどこっちと例題に出しました例えということで、桜の話し、それから鳥獣狩猟のこういった捕獲の話しも出しました。これは、一般の町民の方から、例えば「これをやりたい。あれをやりたい。」という話しではないと思うんですね。それでも結局はいろいろ経費が掛かったりした場合、それを出してもらうために要望書を出してみたり、それから私の方も一般質問をしたりはしましたけれども、そういうふうに、こちらから相談を持ちかけられないと動いてもらえない。そういう場合があると思うんですね。それは逆というのも変ですけども、お互いにいうのであれば、やはり一般の人たちがやっているのを見ながら、これはもうちょっとこっちの方で支援をしなくてはならないのではないか、というふうに、逆に注視して行かなくてはならないことなのかなと思うわけです。逆にいうと相談、相談を持ちかけられればという話しでしたけれども、そうでなくて、大丈夫なのかなという、やっぱり目配り、気配りというのが、これからの協働を考える上で必要なかなと思っております。そのお互いということは、こちらで受身に回っているのではなくて、やはり協働事業をしてくれる住民の人たち、その人たちがどうなのかと、先にそちらの方のことを気遣った方が良いのではないかなと思っております。その辺についてのお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間総務課長！

○総務課長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

役場の方の気遣いが足りないのではないかと、というようなお話しでございます。確かにですね、ご質問を聞くと、役場の方でなかなか気付かないでいるということが多々あるかと思えますので、どうぞ遠慮なくですね、ご相談をいただいて、ざっくばらんにですね、「こういうことでどうなんだ。」ということをごすね、ご相談をいただきたいと思います。気付かないことは、どうぞ気付かせていただくようにですね、ご相談をいただければというふうに思いますし、私の方でもなるべくですね、協働という立場で役場内で気付くように仕向けていきたいというふうに考えてございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長 第2の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） それでは2件目にうつります。

防災減災を意識した道路整備について伺いたします。

先に町で行いました各地区のまちづくり懇談会に出席し、住民の皆さんの様々な意見、質問に耳を傾けることができました。その中に緊急車両が通れない道路についての質問がありました。今回のまちづくり懇談会に出席して、それぞれのまちづくり協会から出ている要望事項についての町側の回答用紙を読みますと、前向きなものが多かったように思えました。緊急車両の通れない道路についての答弁も、前向きなものだったと受け止めました。ただ、単なる道路整備なら慌てなくても良いのですが、防災減災を意識してということからすると、何か事が起きないうちに速やかに道路の整備をすべきかと思います。その中には、団地への出入りする道路が一本しかない所や、どう見ても緊急車両が出入りできそうもない所もあります。町内の道路を防災減災を意識して見直しをし、早急に整備すべきと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤建設長！

○建設課長 防災、減災を意識した道路整備についてでございますが、道路改良及び改修工事を行う時は、緊急車両が通行可能な幅員を確保できるよう整備を行っております。今後も同じ考えで整備をして参ります。

また、各地区まちづくり懇談会での整備要望ヶ所については、地区と協議をしながら、できる所から整備を進めて参ります。

以上でございます。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） これからの整備状況というか、現在やっている整備の中で緊急車両が通るように整備を進めているということでした。ただ、まちづくり懇談会の時に質問が出たように、現在、緊急車両が通れない道路も実際あるわけです。そういうことについて、なるべく早くそういう道路は、整備していかなければならないのではないかと思いますので、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤建設長！

○建設課長 各地の要望につきましては、受け賜っておりますが、立地条件や経費の件もございますので、先ほども申しましたとおり、できる所から整備を進めて行くということでございます。

以上でございます。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 多分、経費のことを考えますとできる所からと言われれば、そうするしかないのかなと思うのですが、やはりこれは緊急車両が通れないという、そういう所は予算が付かないので出来る所からやるという、そういう言葉で片付けられてしまつては、そこに住んでいる人たちは、「まだ、うちの方はできる所に入ってなければ、今火事になったとしても、これはもう泣き寝入りしなきゃならないのか。」と、そういうことも考えられると思います。やはり、できる所からと言いますけれども、緊急事態を考えますとそういう所はやはり最優先で考えなければいけないのではないかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤建設長！

○建設課長 経費の面もございますが、立地条件が一番大事だと思っております。場所によりましては、家を何軒も移転していただかないと幅員がとれない箇所もございますので、そういった箇所もございますので、緊急にと言われましてもなかなか対応は難しいと思っております。

なお、有事の際は迅速な災害対策対応ができるようには進めて参りますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 第3の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） 3件目に移ります。

昨年、3月11日以降、我が町の児童生徒の体力の変化についてお伺いいたします。

ある女性の集まりで、子どもたちの体力は昨年の3.11以降どうなったでしょうという質問がありました。昨年、12月の一般質問、「福島第一原発事故後、あとから出てくる子への影響に対する対策について」という質問をいたしました。その中で、体力と学力について教育長から答弁がありました。その中の要旨は、「昨年6月から体力低下について校長会で話題になっています。また、各学校で工夫して体力の回復に努めているところであります。」ということでした。あれから1年を経まして、各学校の工夫の成果はどうでしたでしょうか。現在、大震災前と比較して変化が生じているのかどうか、現状についてお伺いいたします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 お答えをいたします。

大震災以降のですね、児童生徒の体力の変化についてお答えをいたします。

小中学校では、毎年スポーツテストを実施してございます。昨年度の初めは、大震災及び放射線からの防護のため、屋外活動は制限されておりましたが、今年度のスポーツテストの測定結果からは目立った体力の低下は見られませんでした。昨年6月頃から校長会等で危機意識をもって、体力向上に努めた結果であると考えております。

しかしながら、若干気になる種目として、小学生の持久力があげられます。これは、肥満傾向との関わりも深いと考えております。ある小学校では、肥満傾向のある児童を陸上部に入部させてトレーニングをしたところ、顕著な改善が見られたという報告もいただいております。児童生徒にとりましては、健康で丈夫な体は一生の宝となりますので、体育的な側面や食育の面から、今後とも継続的に体力向上を図るよう各学校等を指導して参りたいと考えております。

○議長 再質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第4の質問を許します。

○6番（日下部三枝君） 学校の敷地内禁煙について我が町の現状についてお伺いいたします。

先のまちづくり懇談会において、校内の喫煙について質問が出たと記憶しております。実は平成18年12月定例議会で、「学校経営者の目線について」という一般質問をしましたが、その中で私が目にした校内喫煙の様子についてお聞きしました。その時の教育長の答弁の中に「学校の校長は学校のリーダーであり、校長によって学校が変わるというくらいの大きな重責を持っている存在で、教育委員会で話し合いや指導に努めていきたい。情報をその都度

もらいたい。」ということでした。その後、注意深く様子を見ていましたが、見る間に改善されて行き、喫煙問題は無くなったと認識していましたので、今なぜこの問題がと首を傾げました。改めて現在の校内喫煙の現状についてお伺いいたします。

○議長 第4質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 町内の各学校では平成15年の健康増進法施行を受け、学校の建物内を禁煙といたしました。これは健康増進法における室内での受動喫煙防止の趣旨に沿うものであります。学校によりましては、校庭で行う学校行事の際の保護者等からの受動喫煙防止や来校者からの受動喫煙防止のために学校敷地内禁煙という措置を採ったところもございました。現在、町内小中学校11校の内、10校が校地内禁煙、1校が校舎・体育館内禁煙であります。なお、10校の校地内禁煙校の中には分煙の観点から、職員駐車場の自家用車内での喫煙を認めている学校も一部ございます。

教職員については、喫煙者はかなり少なくなってきておりますが、児童生徒を教える立場であること、それから喫煙者自身の健康の問題もありますので、引き続き喫煙の問題性について啓発を図って参りたいと思っております。

○議長 再質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

○6番（日下部三枝君） 現在、校地内の禁煙が10校、その外の所で1校ということでした。その1校の場合はこれからのことを考えまして、外の10校の方に倣っていくとか、そういうふうなことは考えられないのかなのかなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤教育長！

○教育長 残る1校につきましてですね、学校規模、それから学校規模が大きいとですね、どうしても喫煙者の数等もございます。それから、大きな学校ですととね、やはり保護者の会合とか、いろんな会合等もございますので、そういう観点から、なかなか校地内という表現が出来ないでいるという事情もございますので、ただ日下部議員さんが言われるようにですね、好ましいことではないのは重々承知しておりますので、今後その学校と協議してなるべくですね、校地内禁煙等が進められるようにして参りたいと思っております。

○議長 再々質問があればこれを許します。

日下部三枝君！

（ありませんの声あり）

○議長 それではこれにて一般質問を打ち切ります。

……………・・ 休 憩 ……………

○議長 ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時52分）

< 休 憩 >

（再開 午前11時59分）

……………・・ 再 開 ……………

○議長　それでは休憩前に引き続き再開をいたします。

……………・議案の提出……………

○議長　お諮りをいたします。ただいま、町長から議案第１０３号「三春町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について」、議案第１０４号「平成２４年度三春町一般会計補正予算（第５号）について」の２議案が提出されました。

これを日程に追加し、日程第２として、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、議案第１０３号、議案第１０４の２議案を日程に追加し、日程第２として、議題とすることに決定をしました。

日程表並びに議案書等を配布いたしますので、少々お待ち願います。

（日程表・議案書等を配付）

○議長　配付漏れはありませんか。

なしと大きな声で言って下さい。

……………・提案理由の説明……………

○議長　日程第３により提出議案の説明を求めます。

鈴木町長！

○町長　それでは追加議案２件について説明をいたしますけれども、本議案は前々から県の方と協議を続けて参りましたが、本定例会開会になって決定通知を頂いたというふうな事情があつての追加ということであります。

議案第１０３号、三春町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について。

東日本大震災からの復興に取り組むための事業実施にあたり、国の東日本大震災復興交付金基金事業が採択となりましたので、当該交付金を積み立てて、その経費の財源に充てるため、本基金を設置しようとするものであります。

議案第１０４号、平成２４年度三春町一般会計補正予算（第５号）について。

今回の補正予算は、歳入においては総務費国庫補助金、財政調整基金繰入金、東日本大震災復興交付金基金繰入金の追加であります。歳出においては復興交付金事業費を追加するものであります。今回の補正により、歳入歳出それぞれ７，３４２万円を追加し、歳入歳出予算総額を７５億１９６万円とするものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

……………・議案の質疑……………

○議長　日程第４により、会議規則第３７条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第１０３号、議案第１０４号の提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長　議案第１０３号「三春町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

議案第１０４号「平成２４年度三春町一般会計補正予算（第５号）について」を議題とい

たします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第5により、議案の委員会付託を行います。

ただいま、議題となっております議案第103号並びに議案第104号については、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、ここで散会をいたします。大変ご苦勞様でございました。

(午後12時04分)

平成24年12月12日（水曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 陰 山 丈 夫	2 番 渡 辺 泰 譽	3 番 影 山 初 吉
4 番 佐 藤 弘	5 番 本 田 忠 良	6 番 日下部 三 枝
7 番 佐 藤 一 八	8 番 渡 辺 正 久	9 番 三 瓶 文 博
10 番 佐久間 正 俊	11 番 小 林 鶴 夫	12 番 橋 本 善 次
13 番 鈴 木 利 一	14 番 渡 邊 勝 雄	15 番 儀 同 公 治
16 番 本 多 一 安		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 橋 本 清 文 書 記 近 内 信 二

4 地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町	長	鈴 木 義 孝
副	町 長	橋 本 國 春

総 務 課 長	佐 久 間 收	財 務 課 長	村 上 正 義
住 民 課 長	工 藤 浩 之	税 務 課 長	佐久間 幸 久
保 健 福 祉 課 長	影 山 敏 夫	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 長	伊 藤 朗	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	村 田 浩 憲
企 業 局 長	増 子 伸 一		

教育委員会委員長	武 地 優 子	教 育 長	遠 藤 真 弘
教育次長兼教育課長	橋 本 良 孝	生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 子

農 業 委 員 会 会 長	宗 形 義 匡
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	野 口 邦 彦
-------------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成24年12月12日（水曜日） 午後2時5分開会

第 1 付託請願陳情事件の委員長報告及び審査

第 2 議案の審議

議案第 85号	専決処分につき議会の承認を求めることについて
議案第 86号	新三春中学校家具備品購入契約について
議案第 87号	財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについて
議案第 88号	三春町水と緑とさくらの基金条例の制定について
議案第 89号	三春町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例の制定について

- 議案第 90号 三春町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 議案第 91号 三春町家畜導入事業等資金供給事業基金条例等を廃止する条例の制定について
- 議案第 92号 三春町東日本大震災復興基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 93号 三春町がん撲滅基金条例及び三春町福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 94号 三春町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 95号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 96号 三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 97号 平成24年度三春町一般会計補正予算(第4号)について
- 議案第 98号 平成24年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第 99号 平成24年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第100号 平成24年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第101号 平成24年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第102号 平成24年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第103号 三春町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について
- 議案第104号 平成24年度三春町一般会計補正予算(第5号)について
(追加)
- 議案第105号 2013年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書の提出について

閉 会

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午後2時5分)

……………・開 会 宣 言……………

○議長 それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

……………・付託陳情事件の委員長報告及び審査……………

○議長 日程第1により、付託請願陳情事件の委員長報告及び審査を行います。

付託請願陳情事件の委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員長！

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が12月定例会において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について、報告いたします。

審査については、12月7日及び10日に第3委員会室において開会いたしました。

陳情事件第4号、「2013年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書提出」方の陳情。

陳情者、福島県教職員組合中央執行委員長、五十嵐史郎。

福島県教職員組合田村支部支部長、三浦隆郎。

本陳情は、社会状況等の変化により、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要とされる中、特に福島県においては、東日本大震災と福島第一原発事故により、多くの子どもがふるさとを離れ避難生活を送っており、教育環境、教育条件の極めて厳しい状況下にあることから、教育の機会均等のもとに一定水準の教育を行うため、次の事項について要望しようとするものであります。

陳情項目。

1、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応を行うための教育予算の拡充と、教職員定数の改善を行うこと。また、当面する教育復興のための教育予算の拡充と震災復興のための教職員の加配を十分に行うこと。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を引き続き堅持し、国庫負担割合を二分の一に還元すること。また、国家公務員給与の臨時特例法による削減を、地方財政計画および義務教育費国庫負担金に反映させないこと。

以上について、陳情者 福島県教職員組合田村支部支部長及び教育長、教育次長からの説明を受け、当委員会は、慎重に審査いたしました結果、陳情項目2については、現状に添わないため、項目削除したうえで、一部採択することで地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについて全員一致採択すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があればこれを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

ただいまの、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定しました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長！

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において、会議規則の規定により付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、12月6日及び7日に日程設定を行い、12月10日、11日、12日の3日間、第1委員会室において開会いたしました。

議案第85号、専決処分につき議会の承認を求めることについて。

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、衆議院が平成24年11月16日に解散し、衆議院議員総選挙が執行されることに伴い、一般会計予算を補正したものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、本専決処分は承認すべきものと決しました。

議案第87号、財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについて。

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、三春町定住促進計画に基づく三春町賃貸住宅建設用地貸付事業として、公募により選定した事業者に町有地を無償で貸し付けることに対して、議会の議決を求めるものであり、慎重に審査いたしまし

た結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 88 号、三春町水と緑とさくらの基金条例の制定について。

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、同種の設置目的である三春ダム水源地域振興基金、三春町さくら基金及び三春町三春の森保全基金を有効に活用するため、統合し、新たに本基金を設置するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 89 号、三春町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例の制定について。

保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、福島県介護保険財政安定化基金特例交付金を積み立て、第 5 期介護保険事業計画期間における介護保険料率の増加の抑制等を図るため、本基金を設置するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 90 号、三春町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について。

企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、水道法で定められていた、水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格に関する基準が、町条例に委任されたことに伴い、本条例を制定するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 91 号、三春町家畜導入事業等資金供給事業基金条例等を廃止する条例の制定について。

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、三春町家畜導入事業等資金供給事業基金、三春町建築賞基金、三春町地域振興基金及び三春町中山間地域活性化推進基金については、基金の設置目的が達成されたので、当条例を廃止するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 92 号、三春町東日本大震災復興基金条例の一部を改正する条例の制定について。

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、福島県ブランド・イメージ回復支援市町村交付金を本基金に積み立て、震災からの復興事業に取り組むため、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 93 号、三春町がん撲滅基金条例及び三春町福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について。

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、基金を活用した町民の保健福祉の推進に関する事業を実施するにあたり、本基金の処分規定を設ける必要があるため、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 94 号、三春町税条例の一部を改正する条例の制定について。

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、全期前納報奨制度については、一括で納めることができる方にしか適用されないなど不公平感が生じており、全国的にも制度の見直しが進んでいることなどから制度を廃止するため、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 95 号、三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について。

税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、東日本大震災復

興特別区域法の規定により、内閣総理大臣の認定を得た福島県復興推進計画に係る一定の事業の用に供する施設を設置した事業者に対して、固定資産税の課税免除の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第97号、平成24年度三春町一般会計補正予算（第4号）について。

財務課長の出席を求め、補正予算（第4号）全般について、詳細な説明を受けました。所管に係る事項のうち、今回の補正予算は、歳入においては消防費国庫補助金、総務費県補助金、一般寄附金、財政調整基金繰入金、東日本大震災復興基金繰入金、消防債等の追加であります。歳出においては、職員人件費、財政管理費、災害救助費、消防施設整備費等の追加であります。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第103号、三春町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について。

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。本案は、震災からの復興に取り組むための事業実施にあたり、国の復興交付金基金事業が採択となり、当該交付金を積み立てて、その経費の財源に充てるため、本基金を設置するものであり、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第104号、平成24年度三春町一般会計補正予算（第5号）について。

財務課長の出席を求め、補正予算（第5号）について、詳細な説明を受けました。今回の補正予算は、歳入においては総務費国庫補助金、財政調整基金繰入金、東日本大震災復興交付金基金繰入金の追加であります。歳出においては、復興交付金事業の追加であります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長！

○経済建設常任委員長 12月定例会において、経済建設常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

本委員会は、12月6日に日程設定を行い、12月10日、11日、12日の3日間、第4委員会室において開会いたしました。

議案第97号、平成24年度三春町一般会計補正予算（第4号）について。

産業課長、建設課長の出席を求め、補正予算（第4号）について、それぞれ詳細な説明を受けました。所管にかかる事項のうち、歳入については、県補助金の補正で、歳出については、農業費、商工費、土木管理費、道路橋梁費、都市計画費、住宅費の補正が主なものであります。慎重に審査いたしました結果、所管にかかる事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長！

○文教厚生委員長 12月定例会において、文教厚生常任委員会が付託を受けた議案について、その審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、12月6日に日程設定を行い、12月7日、10日、11日の3日間にわたり、第3委員会室において開会いたしました。

議案第86号、新三春中学校家具備品購入契約について。

教育長、教育次長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。

本案については、新三春中学校の家具備品購入契約について議会の議決を求めるものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 9 6 号、三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

住民課長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。本条例は、市町村が設置する一般廃棄物の処理施設における技術管理者の資格に関する基準が、条例委任されたことに伴う条例の一部改正であります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 9 7 号、平成 2 4 年度三春町一般会計補正予算（第 4 号）について。

教育長、教育次長、生涯学習課長、保健福祉課長、住民課長等の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。議案第 9 7 号のうち教育課所管に係る分については、教育費国庫補助金、民生費受託収入及び教育債の増額であり、歳出の主なものは、民生費の認可外保育所費、教育費の事務局費、小中学校及び幼稚園費を増額するものであります。生涯学習課所管に係る分の歳入については、教育費雑入の増額であり、歳出については、総務管理費諸費、民生費児童館費及び教育費社会教育費を増額するものであります。保健福祉課所管に係る分の歳入については、民生費国庫負担金、県負担金、県補助金及び民生費雑入の増額であり、歳出の主なものは、民生費障がい者福祉費、介護保険事業費及び児童福祉総務費を増額するものであります。住民課所管に係る分の歳入については、民生費国庫委託金及び衛生費県補助金の増額であり、歳出の主なものは、国民年金事務費及び衛生費環境対策費及び塵芥処理費の増額と清掃総務費を減額するものであります。以上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 9 8 号、平成 2 4 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について。

議案第 9 9 号、平成 2 4 年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について。

議案第 1 0 0 号、平成 2 4 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について。

以上 3 案について、保健福祉課長、福祉グループ長、国保医療グループ長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。議案第 9 8 号の国民健康保険特別会計に係る歳入については、療養給付金交付金の追加と国庫負担金の減額であり、歳出については、療養諸費、償還金及び還付加算金を追加するものであります。議案第 9 9 号の後期高齢者医療特別会計に係る歳入については、一般会計繰入金、償還金及び還付加算金の追加であり、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金、償還金及び還付加算金を追加するものであります。議案第 1 0 0 号の介護保険特別会計に係る歳入については、国庫補助金、支払基金交付金、県補助金の追加と一般会計繰入金の減額であり、歳出については、介護サービス諸費、介護予防サービス諸費等の追加と総務管理費、予備費を減額するものであります。以上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 1 0 1 号、平成 2 4 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 1 号）について。

住民課長の出席を求め、本案に対する詳細な説明を受けました。本案の町営バス事業特別会計に係る歳入については、町営バス及びスクールバス運行業務に係る債務負担行為の補正のほか、歳入については、一般会計繰入金の追加であり、歳出については、町営バス運行事業費を追加するものであります。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可

決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長　なお、議案第１０２号につきましては、委員会に付託せず全体会で審査を行いましたので申し添えます。

……………議案の審議……………

○議長　日程第３により、議案の審議を行います。

議案第８５号「専決処分につき議会の承認を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第８５号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第８６号「新三春中学校家具備品購入契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第８６号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第８７号「財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについて」を議題といたします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより議案第８７号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第８８号「三春町水と緑とさくらの基金条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第８８号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第８９号「三春町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第８９号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第９０号「三春町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第９０号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第91号「三春町家畜導入事業等資金供給事業基金条例等を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第91号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第92号「三春町東日本大震災復興基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第92号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第93号「三春町がん撲滅基金条例及び三春町福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第93号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 9 4 号「三春町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 9 4 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 9 5 号「三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 9 5 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 9 6 号「三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第 9 6 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 9 7 号「平成 2 4 年度三春町一般会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第97号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第98号「平成24年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第98号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第99号「平成24年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第99号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第100号「平成24年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第100号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第101号「平成24年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第101号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第102号「平成24年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第102号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第103号「三春町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第103号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第104号「平成24年度三春町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第104号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… 議員提出による議案の提出 ……………

○議長 お諮りをいたします。

ただいま、13番鈴木利一君外2名より、議案第105号「2013年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第105号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案を配布いたしますので、少々お待ち願います。

(議案配布)

○議長 配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 議案第105号、「2013年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

13番鈴木利一君！

○13番（鈴木利一君） 議案第105号、「2013年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、2013年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を

求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成24年12月12日提出。

提出者、三春町議会議員 鈴木利一。

賛成者、三春町議会議員 佐藤弘。

賛成者、三春町議会議員 本田忠良。

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成24年12月12日 三春町議会議長 本多一安。

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第105号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

○議長 ただいま、総務、経済建設、文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について、別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することに決定をいたしました。

○議長 ただいま、桜川河川改修推進、三春町町立学校再編等調査の各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査調査について別紙のとおり申出がありましたので、閉会中の審査調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の委員長より申出のとおり、所管に係る事項について閉会中の審査調査に付することに決定をいたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。ここで町長より発言があればこれを許します。

鈴木町長！

○町長 本定例会、議員の皆さん方には提出いたしました議案について精力的に議案審査を

していただきまして、全議案、承認、可決をしていただきまして誠にありがとうございます。

各種事務事業が山積をしておりますので、職員一同ですね、しっかりと取り組んで行きたいと思っております。

定例会が終わりますと間もなく新年を迎えるわけでありまして、同時に厳しい寒さに向かって参ります。十分健康に留意しながらのご活躍を、ご祈念を申し上げて挨拶にいたします。

ありがとうございました。

……………・・ 閉 会 宣 言 ・・……………

○議長　それではご参会の皆様方には、今町長からありましたように、いよいよ本格的な寒さに向かって参ります。どうぞ健康にご自愛をいただきまして、それぞれの立場の中での活躍を念じまして、これをもって、平成24年三春町議会12月定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞様でございました。

(閉会　午後2時48分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年12月12日

福島県田村郡三春町議会

議　　　　　長

署 名 議 員

署 名 議 員

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第 8 5 号	専決処分につき議会の承認を求めることについて	全 員	原案承認
議案第 8 6 号	新三春中学校家具備品購入契約について	全 員	原案可決
議案第 8 7 号	財産の無償貸付につき議会の議決を求めることについて	全 員	原案可決
議案第 8 8 号	三春町水と緑とさくらの基金条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 8 9 号	三春町介護保険財政安定化基金特例交付金基金条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 9 0 号	三春町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 9 1 号	三春町家畜導入事業等資金供給事業基金条例等を廃止する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 9 2 号	三春町東日本大震災復興基金条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 9 3 号	三春町がん撲滅基金条例及び三春町福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 9 4 号	三春町税条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 9 5 号	三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 9 6 号	三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 9 7 号	平成 2 4 年度三春町一般会計補正予算（第 4 号）について	全 員	原案可決
議案第 9 8 号	平成 2 4 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	全 員	原案同意
議案第 9 9 号	平成 2 4 年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	全 員	原案可決
議案第 100 号	平成 2 4 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	全 員	原案可決
議案第 101 号	平成 2 4 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決

議案第 102 号	平成 2 4 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 3 号）について	全 員	原案可決
議案第 103 号	三春町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 104 号	平成 2 4 年度三春町一般会計補正予算（第 5 号）について	全 員	原案可決
議案第 105 号	2 0 1 3 年度の教育予算の拡充と教職員定数の改善を求める意見書の提出について	全 員	原案可決